

特記仕様書（清掃業務）

1 業務内容

(1) 清掃業務

当該業務は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知第9に基づき、適正な方法により行うものとする。

① 清掃区域及び清掃日は別図及び別表のとおりとする。

② 清掃業務を行う要領は、別表により行うほか、次の事項によるものとする。

ア 玄関、待合ホール、外来診察室、外来廊下、外来便所、OP室及び事務室は、午前8時30分までに清掃を完了すること。

イ 清掃作業実施に当たっては、執務及び病室における患者の安静その他に支障のないよう十分配慮しなければならない。

ウ 出入口及び廊下等共用部分の汚染の著しい場所は、随時清掃し常時清潔を保持しなければならない。

エ 清掃の際、椅子、衝立等の移動のできるものは、これを移動させて実施しなければならない。なお、病室等で物を移動させる場合は、患者又はその付添者等からできるだけ承諾を得ること。

オ 女子更衣室等男性が清掃作業に従事するのに適当でない場所については、必ず女性が清掃すること。

カ 平日のみ清掃する場所において、休日が続く場合に、清掃しない日が3日以上続かないように業務を行うこと。ただし、個室病室については毎日清掃すること。

キ 特別病室については、患者が退院した日は、午前11時から午後2時までの間に清掃する。この際、床の清掃はベッドを移動して行い、上拭きも行うこと。

ク 病室以外の共用場所（ダイコーナー、デイルーム、プレイルーム、待合コーナー、調乳室、面会室、家族控室、浴室、シャワー室、トイレ、洗面所等）のテーブル・ソファの上拭き、手洗台・流し台等設備の洗浄を行うこと。

ケ デイルーム・プレイルームの鉢植の水やりを行うこと。

コ 病棟等における清掃については、院内感染防止対策のため殺菌消毒作業も併せて行うものとする。特に患者の触れる場所（扉・手すり・エレベータの押し釦・蛇口等）については念入りに行うこと。

サ 作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、小部分で記載のない事項でも、自然付帯の作業は実施するものとする。

シ 作業終了後、清掃漏れがないか、必ず確認すること。

(2) ゴミの処理業務

① 収集業務

院内の清潔を保つため、毎日ゴミの収集を行うものとする。なお、7階病棟のごみについては、病棟業務員がまとめて消毒し、時間を決めて、専用エレベータで決められた階へ降ろすので、それを収集するものとする。

② 分別業務

分別の要領は以下のとおり行い、所定の場所に保管するものとする。

区分	仕分
①可燃ゴミ	生ゴミ、紙くず、布類等
②不燃ゴミ	プラスチック、ビニール等
③資源ゴミ	新聞、雑誌、カン、ビン等
④有害ゴミ	蛍光灯管、乾電池等

2 業務の実施日時

(1) 日常清掃及びゴミの処理業務

平日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和26年法律第178号）に規定する休日、土曜日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除く日）は、午前7時から午後5時までとし、休日（平日以外の日）は、午前8時から午後3時までとする。ただし、12月29日午前8時から翌1月4日午前7時までの間は、本館1階に従事者を1名常時配置し、床面、トイレ、洗面所等の清潔を保持すること。

(2) 定期清掃

定期清掃に従事する日時については、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

3 業務実施に当たっての留意事項

(1) 従業員は、受託者名入りの統一した衣類を着用するものとする。

(2) 従業員には、次の事項を遵守させるものとする。

- ① 品位を保ち、来院者、入院者に対し不快感を与えるような言動をしないこと。
- ② 病院のスタッフであることを自覚し、挨拶をするなど来院者に気を配るとともに、清掃中であっても通行人等を優先させるなどの配慮を行うこと。
- ③ 節度あるきびきびした作業を行うものとし、だらだらした作業、無駄話をしながらの作業は厳に慎むこと。
- ④ 休憩は、指定した場所で行い、特に作業の途中で休憩するときは、清掃道具、資材等を1箇所に整頓してから行うこと。
- ⑤ 作業時は、マスク・手袋を着用し、院内感染防止に努めること。
- ⑥ 作業終了後は、指定した場所に清掃用具、資材等を整理して、格納するものとする。
- ⑦ 当院は敷地内完全禁煙のため、喫煙する場合は、敷地外の灰皿の設置してある場所において行うこと。なお、その場合であっても、当院の清掃員であることがわかるため、マナーには十分気をつけること。

(3) 清掃用具や消毒薬等の薬液を適切に使用・管理し、業務を行うこと。なお、清掃用具は区域ごとに区分して使用すること。

(4) 感染症患者等の病室の清掃を行う場合は、退室時の手洗い、入退室時のガウンテクニックなどの適切な取扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。

(5) 7階病棟の病室・浴室・洗面所・汚物処理室・洗濯室・着衣室・脱衣室の清掃については、看護師の指示により患者が入院している日については毎日行うこととし、患者が入院してい

ない間について、別表により難しい時は、別途協議するものとする。なお、使用していない病室については、月1回程度の風通しをすること。

(6) 業務に使用する洗剤、ワックスその他の薬品等は、優良品を使用するものとする。

(7) 現場責任者及び従業員は、医療法施行規則第9条の15第1号及び第2号に該当する者を従事させなければならない。

(8) 清掃の実施にあたり各部屋の鍵を使用する場合においては、その使用者、使用時間を明確にし、使用後は速やかに鍵を返却しなければならない。

(9) 便所、洗面所、手術室等の床にある排水口は、臭気等が逆流しないよう清掃を行うものとする。

(10) 各当直室のシーツ交換は毎日行い、カバー類は週1回の交換を行うものとする。

(11) 浴室（シャワー室を含む）の清掃は、利用に支障をきたさないよう行うこと。

(12) 病院内のシャワー設備について、年1回シャワーヘッドの分解・洗浄清掃を実施すること。

(13) 霊安室については、使用后、随時清掃を行うものとする。

(14) 病院の美観が損なわれないよう、常に周辺の空き缶・吸い殻等のごみの除去に努めること。

4 報告事項等

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の住所・氏名等を報告するものとする。現場責任者又は従業員に変更があったときもまた同様とする。

(2) 広島市立病院機構委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とし、年間計画書は前年度3月25日まで（初年度分は契約締結後速やか）に提出し、月間計画書は前月の25日までに（初年度4月分については、契約締結後速やかに）提出して、それぞれ発注者の承認を受けなければならない。

(3) 広島市立病院機構委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は業務日誌及び月間報告書とし、業務日誌は毎日（休日の場合は直近の平日）前日分を提出し、月間報告書は翌月の10日（ただし、3月分については、3月31日）までに提出して、それぞれ発注者の確認を受けるものとする。

5 費用の負担等

(1) 受注者は、委託業務に必要な限りで、従業員の控室等発注者の施設の一部を使用することができるものとする。

(2) 委託業務を行うために要する費用のうち次のものは、発注者の負担とする。これらの使用に当たっては、効率的に使用するよう努めること。

① 光熱水費

② トイレトペーパー、ペーパータオル、消毒石鹸液、便座殺菌液、アルコール除菌剤、ゴミ袋、クラフトテープ、OP室清掃時に使用するマスク、キャップ、ビニールエプロン

6 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

OP室・中央材料室の清掃業務について

1 清掃方法

- (1) OP室各部屋及び中の既消毒室は、OP室専用の清掃道具で清掃を行う。
- (2) OP 1～3 は、以下の清掃手順で行う。
 - ① 床の除塵は掃除機（ヘパフィルター付の掃除機が望ましい。）を使用する。なお、OP終了後の除塵は、OP室専用のモップで行う。
 - ② 消毒液は病院が指定したものを使用すること。
 - ③ モップに消毒液を十分含ませて、部屋の奥から廊下側入口の方向に拭く。
- (3) OP 1～3 以外の清掃手順については、以下のとおり行う。
 - ① クリーン度の高い部屋から清掃を行う。
清潔ホール・既消毒室→廊下・OPホール・管理室・手洗コーナー→器材室1→中央材料室→カンファレンスルーム→控室・更衣室→汚物処理室の順に実施する。
 - ② 掃除機をかけた後、モップに消毒液を十分に含ませて軽く絞り拭く。
- (4) OP前室は、以下の清掃手順で行う。
 - ① 前室専用の清掃道具で清掃を行う。前室への入出は、前室入り口からする。
 - ② 掃除機をかけた後、モップに消毒液を十分に含ませて軽く絞り拭く。

2 清掃時間

業務は午前8時30分までに行う。なお、OP 1～3 は、午後4時00分までに手術が終了した場合には、再度清掃を行うこと。時間外にOPが終了した場合は、職員が清掃する。

3 清掃時の入出について

- (1) 男性については、OP室前室横の外来待合室から、女性については、女性用更衣室から入室する。
 - (2) OP室前室で手袋、キャップ、ビニールエプロン、マスクを装着する。
 - (3) 専用のスリッパに履き替えて、男性については、OP前室側から、女性については、手洗コーナー側から入る。
 - (4) 作業開始前後とも綺麗に手を洗う。
 - (5) 手洗室側から更衣室に入り、更衣して退室する。
- ※ キャップ、ビニールエプロン、マスクは、屑入れに捨てる。
スリッパは、所定の位置に戻す。

H C U の清掃業務について

1 清掃方法

以下の清掃手順で行う。

- ① 床の除塵は掃除機を使用する。
- ② モップで水拭きを行う。（部屋の奥から廊下側入口の方向に拭く。）

2 清掃時間

業務は毎日（平日）行う。

3 清掃時の入出について

- (1) 家族・職員用の前室から入室する。
- (2) 用意してあるマスクを装着し、専用のスリッパに履き替える。
- (3) 手洗コーナー側から入る。
- (4) H C U 室内の滅菌水手洗装置で、手を消毒する。
- (5) 作業終了後も同様に手を消毒する。
- (6) 前室にてマスクをはずし、専用ボックスに捨てる。スリッパはスリッパ置場に入れる。